いわて職業人材育成事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現　　行	改　　正　　後
いわて職業人材育成事業費補助金交付要綱 （目的） 第１条　地域産業を担う実践的かつ専門的な能力を有する人材の育成と若者の県内定着を推進するため、私立専修学校専門課程が新たに実施する県内就職及び早期離職の防止を促進する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　県内就職 岩手県内に本社又は事業所（支店等）がある企業、団体等（以下「企業等」という。）に就職した場合を言う。 （２）　［略］ （補助金の交付の対象） 第３条　補助金の交付の対象は、職業実践専門課程を置く専修学校（以下「専修学校」という。）を設置する者（以下「学校設置者」という。）とし、第１条に規定する経費は、専修学校が専攻分野に関する企業等と連携して新たに実施する県内就職及び早期離職の防止を促進する事業に要する経費のうち知事が認めた経費とする。 ［略］ 附　則 この要綱は、平成 30 年４月 13 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。	いわて職業人材育成事業費補助金交付要綱 （目的） 第１条　地域産業を担う実践的かつ専門的な能力を有する人材の育成と若者の県内定着を推進するため、私立専修学校専門課程が実施する県内就職及び早期離職の防止を促進する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　県内就職 岩手県内に本社又は事業所（支店等）がある企業、団体等（以下「企業等」という。）に就職した場合を言う。 （２）　［略］ （補助金の交付の対象） 第３条　補助金の交付の対象は、職業実践専門課程を置く専修学校（以下「専修学校」という。）を設置する者（以下「学校設置者」という。）とする。 ２　第１条に規定する経費は、専修学校が専攻分野に関する企業等と連携し実施する県内就職の促進及び早期離職防止に資する取組の拡充強化に要する経費のうち知事が認めた経費とする。 ［略］ 附　則 この要綱は、平成 30 年４月 13 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。 附　則 この要綱は、平成 30 年 12 月 17 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

摘要	・文言の削除（第１条及び第３条） ・補助金の交付対象とする事業の要件の整理（第３条）